鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領(令和2年度に計画策定補助を開始する事業分)

1 審査方法

(1) 計画策定補助

計画策定補助の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、総合点が60パーセント以上のもののうち5団体を上限として団体を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行い、最終的に3団体を採択する。

なお、申請団体が5団体以下の場合は、書類審査を省略し、直ちに公開プレゼンテーションを行うことができる。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに 代えて書面審査を行うことができるものとする。

(2) 事業実施補助

事業実施補助の審査においては、計画策定補助の審査で採択された団体について、 計画策定後、団体毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施補助の採択の可否 について審査する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに 代えて書面審査を行うことができるものとする。

2 審査する上での着眼点

書類審査及び計画策定補助については別紙審査表 (1)、事業実施補助については別紙審査表 (2) のとおりとする。

なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

3 審査基準及び方法

(1)書類審査

ア 審査項目及び評価基準

別紙審査表(1)に基づき、次の基準により評価。(審査表(2)についても同じ)

24 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C							
5点	よくできている	審査表の視点欄に示されていることが認識できるもの					
		であり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。					
4点	まあまあ	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識で					
4 点	できている	き、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。					
		審査表の視点欄に示されていることがある程度認識で					
3点	普通	き、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施					
		にあたり改善することで概ね対応できる。					
2点	あまり	審査表の視点欄に示されていることが認識できない部					
乙尽	できていない	分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。					
1点	できていない	審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識で					
1 点	() () () () ()	きず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。					

イ 加重評価

次の項目については加重評価を行う (カッコ内は加重割合)。

- ○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
- ○発展性・モデル性 (2倍)

(2) 公開プレゼンテーション

ア 計画策定補助

別紙審査表(1)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した 合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、委員ごとの評価点の順位によ る順位点を集計した順位を参考として、委員の合議により総合的に判断し各団体を 順位付けする。

なお、加重評価については次のとおりとする。

- ○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
- ○発展性・モデル性 (2倍)

イ 事業実施補助

別紙審査表(2)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した 合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、委員の合議により総合的に検討 し、事業実施補助を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- ○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
- ○発展性・モデル性 (2倍)
- ○継続性 (2倍)

4 採択団体の決定

(1) 計画策定補助

計画策定補助団体の採択に当たっては、総合点が60パーセント以上のものを対象に、総合評価の上位から順に3団体を目安に採択団体として決定する。

なお、得点順によると同一テーマであって同様の事業内容の団体を採択することとなるなど、採択団体が行う事業内容が類似のものとなってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査・検証委員会において採択団体の調整を行うことができる。

(2) 事業実施補助

事業実施補助団体の採択に当たっては、総合点が80パーセント以上となったものを採択団体とする。

5 審査に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体(その構成員を含む。)と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

鳥取県協働提案・連携推進事業補助会(書類審査及び計画策定補助) 審査表(1)

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金(書類審査及び計画策定補助) 審査表(1)					個 別 評 価							1	
				金	額	1.県と 協働・ 連集I							
番号	申請団体	事 業 名	事 業 内 容	事業費総額	補助申請額	1.協連て組要の性と・しり必性果	2.発展 性・モ デル性	3.テー マ·地 域性	4.公益 性	5.先駆 性	6.継続 性	合計	コメント等
						5点× 2	5点× 2	5点	5点	5点	5点	40点満点	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
	項目		視点点	7 1 = 7 1 > 1	7								
1	旦とは伸 ・1単 1単 (L 7 1.											

	項 目	視点
1	県と協働・連携して 取り組む必要性(効	◆ 県と民間が協働して事業を行うことで、各々が単独で行うよりも効果が高まると認められる内容であるか。
'	果性)	◆ 県と民間の役割分担について、県に求める内容が明確になっており、相乗効果が期待できる内容であるか。(県がもっているノウハウ、知恵などをもとめているか)
0	発展性・モデル性	◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。
2	光展性・モアル性	◆他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。
		◆ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。
3	テーマ・地域性	◆ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。
		◆ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。
		◆ 地域社会に貢献する内容であるか。
4	公益性	(特定のものだけではなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。)
		◆ 地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。
_	先駆性	◆ これまでにない新しい視点を持った事業か。
3	元 海色 1土	◆ 課題解決の手法として先進性、先駆性があり、今後の協働事業のモデルとなり得るか。
	継続性	◆ 本補助金が終了後に、継続、発展可能な事業であるか。
0	和企 形式 1 土	◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。

【点数基準】

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金(事業実施補助) 審査表(2)

	事業	名					審査者:		
	項	目	視点	配点	点 劵	Ż		評価点	[/ t]
1	県と協働 取り組む (効果性)			5点×2		× 2	=		
2	発展性•	モデル性	◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。 ◆ 他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。	5点×2		× 2	=		
3	テーマ・‡	地域性	→ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。→ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。→ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。	5点		× 1	=		
4	公益性		◆地域社会に貢献する内容であるか。(特定のものだけではなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。)◆地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。	5点		× 1	=		
5	継続性		◆ 本補助金が終了後に、継続、発展可能な事業であるか。 ◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。	5点×2		× 2	=		
6	実現可能		◆ 事業の実施が確実な事業であるか。 ◆ 事業の実施体制が適切であるか。	5点		× 1	=		
7	費用対效	効果	◆ 費用に対する効果は妥当か。 ◆ コスト縮減の工夫はなされているか。	5点		× 1	=		
			【点数基準】	5 O 点 満点			合計		【総合コメント】